

山形県入札監視委員会令和4年度第2回定例会議 審議事項の概要

- 1 開催日時 令和4年11月2日（水）9時30分～12時00分
- 2 会 場 村山総合支庁講堂
- 3 出席委員 委員5名（砂田委員長、青柳委員、古川委員、原田委員、梅津委員）
- 4 県出席者 県土整備部部長、県土整備部次長、関係部局職員など計28名

5 審議事項の概要

- (1) 抽出事案の審議について（対象期間：令和3年10月1日～令和4年3月31日）

① 抽出事案1

令和3年度空港整備事業（山形空港公共）山形空港滑走路端安全区域拡張
測量設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／山形空港事務所】

委員	指名通知業者12者のうち、9者辞退しているが、その辞退理由は把握しているか。
県	3者応札し、落札しているので、辞退者についての調査は行っていない。今回の指名業者のうち営業に来ているのが5者程度で、今回の工事への興味がないのかもしれないと推測している。
委員	落札額と最低制限価格が同額であるが、このようなことはよくあるのか。
県	特に委託では、最低制限価格と一致することがよくある。令和3年度はこの案件くらいだが、他の年では、最低制限価格と同額の応札が数者あり、抽選になることもある。最近、業者側の積算能力が高くなっていると思う。
委員	指名理由に「空港の実施（詳細）設計業務の実績を有する」とあるが、何年以内とか年の縛りはあるか。
県	空港の業務ということで、航空法や空港法に精通している必要があるため実績を入れた。業者数を絞るのに県内だけでは少なすぎるため東北としたが、年の縛りは設定していない。
委員	指名理由で「(詳細)」とあるが、この中身について教えてほしい。

県	詳細設計とは、工事に直結する構造物などを設計したものである。その前段として、概略的な基本設計がある。
委員	「実施（詳細）設計業務」の実績というのは、他のところでも案件名でわかるのか。
県	委託名に「詳細」と入っていればすぐわかるし、委託の内容で「何々の詳細設計」と入っているものも検索し、抽出している。
委員	当初と変更後のそれぞれの平面図について、どこが違うのか説明してほしい。
県	地形測量や応用測量等の測量範囲を広げている。
委員	「指名業者選定の参考資料」として指名業者の受注状況を記載した資料が添付されているが、これが実績を示している資料なのか。
県	全国の工事、委託をデータベース化しているサイト、コリンズ・テクリスというものがあり、そこから検索した「実績検索（複合条件指定）検索結果」が実績を示した抽出資料である。その具体的な中身が「指名業者選定の参考資料」である。
委員	今回の受注業者は、前年度、前々年度の実績はないが、このような業者でも積算能力が高いのか。
県	国の積算基準等を使い、公表されているので、その内容に沿った形で業者も積算すれば、正確な積算は可能かと思う。
委員	公表されている数字だけで、最低制限価格が割り出せるという認識でよいか。
県	最低制限価格は公表されていないが、公表されている積算基準等から業者も適正な金額を積算していると考えている。
委員	変更契約に関し、風に関する既存資料が足りないため施設設計における設計風速の算定業務を追加したという話があったが、当然必要な資料がないのに入札してしまったのは、どういう事情か。
県	風については、文献ですぐにわかるものだと安易に考えていたが、文献が残っていなかった。
委員	事前に資料を確認してから発注しないと、後で業者も困るので、気をつけてほしい。
県	はい。
委員	公表されている単価などから最低制限価格などをかなり正確に割り出せるようだが、今回は実績のない業者が正確に計算したので、疑問が生じたと思う。 変更契約が結果として出ることは仕方ないものの、少ない方が良いと思う。

② 抽出事案 2

令和2年度（明許）土砂災害対策事業（砂防自然災害防止・補正）蟹足沢溪流保全工修正設計業務委託

【建設工事関連業務委託／指名競争入札／

村山総合支庁建設部西村山河川砂防課】

委員	応札価格が予定価格を上回っている業者が多いが、どのように考えているか。
県	業者に確認していないため憶測になるが、遠隔地の山間部であること、業務期間も冬季間になるため、応札者の方でも必要な経費の確保、適正な利益を考慮した結果と考えている。
委員	変更契約については、仮橋の土地を借りられなかったことが原因だが、事前に調査できなかったのか。
県	今回の箇所の上流側に平成10年度に完成した砂防堰堤があるが、その工事の際は借地による仮橋を設置したため、今回も借りられるのではということで発注した。
委員	結局、今回、橋を使うことはできたのか。
県	現在の橋は大きな機械が乗れなかったので、橋の上の部分は強い構造のものに架け替え、下の部分はそのまま利用する計画である。
委員	工事は、今回の設計に基づく入札が行われたのか。
県	工事は、今年度末に発注し、橋梁の上部架け替え工事を予定している。
委員	契約変更の日付が2月10日と遅いが、この問題発生はもっと初期なのではないか。
県	権利調査は発注と並行して行い、事前に、受注者とは仮橋が難しい状況なので既存橋梁の改築の方向で業務を進めるよう協議を行っていた。
委員	条件が悪い入札となると、逆に時期を冬季にかからないよう調整しないのか。
県	7月に小規模機械での工事を発注したが入札不調になり、工期を長めにとり、9月に再度入札を行ったが再度不調となった。そこで、施工性が問題ではないかということで、今回の業務委託を発注したため、冬季間にかかってしまった。
委員	変更契約の金額が大きいですが、どのように算出したのか。
県	標準的な積算基準で設計し、最終的な設計価格に当初の落札率を掛けて算出した。 内容としては、工事用仮橋設計の皆減、橋梁設計、下部工照査などが増額となった。

③ 抽出事案 3

令和3年度村山北部2地区外水利施設整備事業（基幹水利施設保全型）第1工区工事（繰越）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁産業経済部北村山農村整備課】

委員	入札参加資格確認申請者10者あったが、入札参加者が1者となった理由は。
県	3月に入札公告を行ったが、入札公告件数の多い時期である。まずは申請に手を挙げ、その後、工期、金額、技術者配置、難易度を勘案し、絞り込んでいる結果だと考えている。
委員	事業費について、負担区分が国、県、市町、地元とあるが、地元とは改良区が組合員から集めた負担金か。
県	そのとおりである。
委員	変更契約の漏水対策を下請業者に依頼しているが、変更契約の増額した金額よりも下請業者との契約金額が大きい。
県	漏水対策に加え、仮設等の関連する工事分も合わせて契約しており、増額分よりも多くなっている。
委員	変更契約の漏水対策がなければ、落札業者は自身だけで施工する予定だったのか。
県	下請けの報告では、2者に請け負わせている。
委員	契約書の工期が6月1日～12月16日だが、変更契約で4月26日から延びている。案件の概要にある工期、工事着手日から199日間とあり、超えているのでは。
県	当初は、余裕期間を定めて契約し、6月1日までに着工するという条件だった。しかし、緊急工事が入ったため、4月26日から着工するよう工期の変更を行った。
委員	入札参加資格確認申請者10者のうち入札参加者が1者だったが、入札参加可能な業者は何者見込んだか。
県	村山総合支庁管内のA・B業者、119者が対象である。
委員	似た事業を同時に入札していたなど、事情があったのか。
県	3月は入札公告案件が多く、村山総合支庁管内でも北部の尾花沢市、大石田町の工事のため、地理的に把握している業者が中心に申請したものと考えている。
委員	漏水対策は予定していた工事を早めたのか、別の追加工事なのか。また、この工事は、とりあえずの工事なのか、きちんと復旧し追加工事は必要ないのか。
県	当初想定していない追加工事である。これから、再度、管の状態を確認のうえ、必要があればその対策を行う。

④ 抽出事案 4

令和3年度道路改築事業（地域連携・地方道）主要地方道新庄次年子村山線（仮称）村山北IC（2）道路附属物設置工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

村山総合支庁建設部北村山道路計画課】

委員	入札調書の加算点の地域貢献度について、ボランティア等、災害協定、インターンシップ、道路除雪業務などあるが、実際に活動の確認は行っているか。
県	書類で確認している。
委員	入札価格が安かった業者の加算点が低く、落札できなかったが、これが例えば何点であれば逆転されなかったとか計算は可能か。
県	可能である。
委員	加算点は、入札参加資格確認申請の時点で提出しているので、その後、途中で変えることはできないということでしょうか。
県	提出時点でそのまま採用している。
委員	2回目の変更契約で標識を24基追加ということだが、図面のどこに表示されているのか。
県	今回の図面からは漏れている。 この標識は、既設の標識が立っている部分に追加で設置する小さなものである。当初計上した標識とは別のものである。
委員	本工事内訳表の標識工に括弧書きと括弧書きでない2段書きになっているが、その意味を教えてください。
県	括弧書きが材料費、下段の括弧書き以外の部分が労務費込みである。
委員	今回逆転現象が生じたが、事業者は自身の加算点は把握しているのか。
県	自己評価しているので、わかると思う。
委員	既設の標識に看板をつける変更契約について、当初から入れることはできなかったのか。
県	追加標識をどこにつけるかは工事と並行して検討・設計し、それが11月にできるとともに、11月に12月開通が決まった。そのため、別個の入札よりも、今回の工事に追加した方が供用日に合わせて設置可能だということに変更した。

⑤ 抽出事案 5

令和3年度（明許繰越）交通安全道路事業（交付金）外一般県道曲川新庄線外道路改良工事（金沢工区）

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

最上総合支庁建設部道路計画課】

委員	今回2者入札し、1者の入札価格が予定価格をオーバーしている。これについて、どのように考えているのか。
県	業者が提出した積算内訳書を確認すると、道路照明灯が県の積算金額の倍であった。その金額の差が予定価格を超過した。
委員	入札参加資格について、総合評価落札方式に係る対象工事の指定工種として排水構造物工とあるが、これは土木一式に含まれるのか。
県	はい。この内容としては、側溝工事、側溝蓋、集水桝等の工事である。
委員	2者応札し、今回落札できなかった業者の方が、総合点数は高いが、金額が予定価格よりも高かった。この業者は、どの程度金額を下げれば落札できたということはわかるのか。 また、これはこの業者にも知らせるのか。
県	逆算すれば計算は可能である。 また、入札結果は公表されるので、この業者も内容は承知していると思う。
委員	金額も大きいのもっと参加しても良い工事だと思うが、参加資格のある業者はどの程度いるのか。
県	16者応札可能である。
委員	それだけ業者がいても2者しか参加できないとは、他に工事が立て込んでいるなどの事情があったのか。
県	時期的に、国の補正予算の発注時期である。当総合支庁建設部の案件でも、同日に5件開札があった。
委員	指定工種工事で排水構造物工を含む工事とあるが、条件としては厳しいものか、
県	排水構造物工事は、ごく普通の工事である。通常型では施工規模の条件を付けたりするが、今回は施工規模の条件がないので、比較的緩い条件である。
委員	資料に「解体工事に要する費用等の調書」が付いているが、県土整備部でも環境問題の観点から廃棄物のチェックをしているのか。
県	リサイクル法で定められている様式で、必ず工事で提出を求めている。

委員	入札方式として「地域精通企業評価型」とあるが、この説明をお願いしたい。
県	昨年7月から試行導入した制度である。総合評価簡易Ⅱ型の入札方式の中で、工事現場が同じ市町村内にあると評価が上がる仕組みである。町村部で、地元では地域の維持などで頑張っているが、経営基盤など弱い会社があるので、そのような会社が活躍しやすいように一定の配慮を行った制度である。

⑥ 抽出事案6

令和3年度（繰越明許）水産物供給基盤機能保全事業米子漁港北防波堤機能保全工事

【建設工事／一般競争入札（条件付）／

庄内総合支庁産業経済部水産振興課】

委員	この工事は、ケーソンで作られた防波堤の脇をコンクリートで腹付けし、強度を保つ工事なのか。さらに、嵩上げも行う工事なのか。
県	腹付けのみで、嵩上げはしない。
委員	このような工事は、海洋土木ということで、業者も限定されるのか。
県	庄内に限ると船を持っている業者は、あまり多くない。やる気があれば下請やリースも可能であるが、そのような例は多くない。
委員	作業船確保の問題や山形県以外の仕事もあるので、参加者が1者でも仕方ないと考えているのか。
県	1者でも仕方がないと考えている。
委員	積算が比較的単純でわかりやすい工事なので、落札率も高くなるのか。
県	すべて公表された歩掛、単価を使っている。
委員	特殊トレーラーの活用が可能になったので増額になったが、工事全体としては下がったという説明がわからない。 それから、もう一つ追加工事を増額しているが、どの工事なのか。
県	トレーラーについては、工事前に業者に確認したところ、漁港道路に入れないという回答があった。 しかし、発注後、改めて検討した結果、今回のトレーラーであれば入れるということが判明した。このトレーラーを使用することで、別途発注予定だった舗装補修が必要なくなり、事業全体で安くなるため変更契約を行った。

	<p>また、追加工事は突堤の補修工事である。この工事は、元々別途発注予定の工事であったが、今回のトレーラーの使用により全体事業費が削減できたことや、別途では作業船の確保が難しいことから変更契約で増工を行った。</p> <p>合わせて1,800万円増となった。</p>
委員	<p>当初、全て自社施工の予定が、途中から下請に任せるところもあるようだが、今回の設計変更に関わっているのか。</p>
県	<p>2者下請に入っているが、当初からの工事の内容である。当初から下請を計画していたが、どこに下請を出すかは発注後に考えようということだと思う。</p>
委員	<p>今回の工事の設計変更で増額となったが、別途発注工事の予定がなくなったので結果的には安くなったということだが、別途発注の工事費は見積もっていたということか。</p>
県	<p>予算要求の時点で大体見積もっている。</p> <p>安くなった分については、返還又は振替を考えている。</p>

6 その他

特になし